

石川県公報

平成25年8月2日
第12617号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○産業政策課に所属する職員を貿易活動促進のため駐在させる地の指定	(産業政策課) 1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課) 3
○保安林の指定	(森林管理課) 1	○農業振興地域の区域の変更公告	(経営対策課) 4
○保安林の指定の解除予定	(同) 2	○都市計画区域の変更	(都市計画課) 5
○保安林の指定施業要件の変更	(同) 2	公安委員会	
○県道の供用の開始	(道路整備課) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6
○都市計画の変更	(都市計画課) 3		

告 示

石川県告示第345号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、産業政策課に所属する職員を貿易活動促進のため駐在させる地を平成25年8月1日次のとおり指定した。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

上海

日中経済協会上海事務所内

石川県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

金沢市駒形町ヨ5の1、5の2、七尾市中島町瀬嵐ク87の3、94の3、96の3、101の甲、130、132、井95、99、100、102、105から111まで、輪島市門前町猿橋七65、い42の1、42の2、珠洲市片岩町壺式部2（次の図に示す部分に限る。）、河北郡津幡町字瓜生京谷2の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに関係市役所及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
白山市中島町カ62の7（次の図に示す部分に限る。）、62の11、62の12
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町井田レ1の20、2の42、ソ7の27、ツ1の25
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町武部エ58、59の4、上ヶ谷内9、小竹戊3の201、3の237
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第349号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
鶴来水島美川線	能美郡川北町字山田先出11番1地先から 能美郡川北町字土室戊1番5地先まで	平成25年8月2日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所
能美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	能美都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画区域区分	能美市赤井町、西任田町、五間堂町、中庄町、福岡町、西二口町、中ノ江町、高坂町、根上町、下ノ江町、浜開発町、大成町、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、福島町、吉原町、吉原釜屋町、大浜町、中町、浜町、道林町、山口町、能美一丁目、能美二丁目、能美三丁目、寺井町、小長野町、大長野町、小杉町、末信町、牛島町、佐野町、泉台町、湯谷町、石子町、末寺町、秋常町、新保町、三道山町、吉光町、東任田町及び和田町の各全部並びに粟生町の一部	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
小松都市計画都市高速鉄道 (1号 西日本旅客鉄道北陸本線)	—	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画公園 (9・6・1号 木場潟公園)	—	〃
小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道 (加賀沿岸流域下水道(梯川処理区))	—	石川県土木部都市計画課、小松市都市創造部まちデザイン第1課及び能美市産業建設部都市計画課
小松都市計画河川 (1号 梯川)	—	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年7月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ヘリテージ・オブ・レイル北陸

3 代表者の氏名

岩谷 淳平

4 主たる事務所の所在地

小松市末広町109番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県内の鉄道遺産・鉄道歴史資料・現有鉄道資産などを元に地域振興やイベント活動などを行う個人・団体・自治体・企業に対して、情報の収集・情報の提供・イベントの企画・イベントの実施及び補助・遺産の調査・遺産の保全・遺産の保有及び復元・観光誘致への助言・社会的な教育活動の推進及び、協働の為の事業提携を行い、鉄道文化の発展及び地域活性化に寄与することを目的とする。

1 申請を受理した年月日

平成25年7月14日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かが育成会

3 代表者の氏名

山田 英一

4 主たる事務所の所在地

加賀市直下町イ23番地

5 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児（者）に対して自立支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

1 申請を受理した年月日

平成25年7月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白山麓地域安全ネットワーク

3 代表者の氏名

北村 登

4 主たる事務所の所在地

白山市三宮町ニ105番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境や生活環境など平野部と異なる対応が求められる白山麓において、砂防関連及び河川、道路、環境保全、まちづくり事業などを通しての防災対策、そして災害時の要援護者と被災者の支援及び遭難者救助などの救援対策を含み、生活上の総合的な安全対策を推進することによって、市町村合併により白山麓住民が白山市民となり、引き続き安全に安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、能美市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農業振興地域を変更する区域
能 美	能美農業振興地域について、能美市赤井町、道林町、山口町、寺井町、粟生町、三道山町、吉光町、大口町、旭台一丁目、宮竹町、長滝町、来丸町、山田町、三ツ屋町、倉重町、出口町、辰口町、湯屋町、徳山町、上開発町、下清水町、上清水町、北市町、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘六丁目及び緑が丘八丁目の各一部を区域から除外する。

なお、能美農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部経営対策課において縦覧に供する。

都市計画区域の変更公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成25年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更に係る都市計画区域の名称

小松都市計画区域及び能美都市計画区域（小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を再編）

2 変更に係る土地の区域

(1) 小松都市計画区域

小松市泉町、浮城町、梅田町、大川町、大川町一丁目、大川町二丁目、大川町三丁目、御宮町、上小松町、上牧町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、材木町、下牧町、新町、新鍛冶町、新大工町、園町、鷹匠町、地子町、茶屋町、天神町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、中町地方、浜田町、浜田町地方、松任町、丸内町、丸の内町一丁目、丸の内町二丁目、丸の内公園町、美原町、相生町、旭町、芦田町一丁目、芦田町二丁目、飴屋町、有明町、育成町、上寺町、上本折町、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、栄町、桜木町、清水町、城南町、末広町、大文字町、宝町、寺町、寺町地方、土居原町、西町、錦町、白山町、東町、光町、日の出町一丁目、日の出町二丁目、日の出町三丁目、日の出町四丁目、日吉町、古河町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本鍛冶町、本大工町、本大工町一丁目、本大工町二丁目、三日市町、三日市町地方、向野地方、本折町、大和町、八幡町、八日市町、八日市町地方、龍助町、白嶺町一丁目、白嶺町二丁目、白嶺町三丁目、西本折町、福乃宮町一丁目、福乃宮町二丁目、安宅町、安宅新町、浮柳町、草野町、義仲町、小島町、鶴ヶ島町、長崎町、長崎町一丁目、長崎町二丁目、長崎町三丁目、長崎町四丁目、長崎町五丁目、浜佐美本町、坊丸町、犬丸町、大島町、御館町、梯町、島田町、城北町、蛭川町、松梨町、あけぼの町、荒屋町、高堂町、問屋町、長田町、野田町、川辺町、千代町、能美町、一針町、平面町、糸町、打越町、漆町、沖町、金屋町、佐々木町、白江町、白松町、八幡、若杉町、扇町、北浅井町、清六町、千木野町、千木野町一丁目、千木野町二丁目、千木野町三丁目、千木野町四丁目、大領町、不動島町、三田町、南浅井町、吉竹町、三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町、須天町、須天町一丁目、須天町二丁目、大領中町、大領中町一丁目、大領中町二丁目、大領中町三丁目、大領中町四丁目、向本折町、今江町、今江町一丁目、今江町二丁目、今江町三丁目、今江町四丁目、今江町五丁目、今江町六丁目、今江町七丁目、今江町八丁目、今江町九丁目、青路町、串町、串茶屋町、野立町、村松町、佐美町、工業団地一丁目、工業団地二丁目、拓栄町、浜佐美町、日末町、松崎町、鷺川町、小野町、上八里町、河田町、古府町、里川町、下八里町、埴田町、遊泉寺町、立明寺町、国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、八里台、荒木田町、岩渕町、軽海町、中海町、みどり町、希望丘、光陽町、西軽海町一丁目、西軽海町二丁目、西軽海町三丁目、西軽海町四丁目、島町、符津町、松生町、蓑輪町、矢崎町、木場町、木場台、粟津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、南陽町、西荒谷町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、那谷町、上荒屋町、下粟津町、戸津町、林町、二ツ梨町、矢田野町、湯上町、湖東町、扇原町、四丁目、月津町、月美丘、額見町、矢田町及び矢田新町の各全部

(2) 能美都市計画区域

能美市赤井町、西任田町、五間堂町、中庄町、福岡町、西二口町、中ノ江町、高坂町、根上町、下ノ江町、浜開発町、大成町、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、福島町、吉原町、吉原釜屋町、大浜町、中町、浜町、道林町、山口町、能美一丁目、能美二丁目、能美三丁目、寺井町、小長野町、大長野町、小杉町、末信町、牛島町、佐野町、泉台町、湯谷町、石子町、末寺町、秋常町、新保町、三道山町、吉光町、東任田町、和田町、岩本町、灯台笹町、大口町、旭台一丁目、旭台二丁目、旭台町、宮竹町、三ツ口町、長滝町、筋生町、岩内町、西旭台町、

火釜町、来丸町、山田町、三ツ屋町、倉重町、出口町、辰口町、湯屋町、徳山町、上開発町、下開発町、徳久町、荒屋町、高座町、下清水町、上清水町、北市町、和気町、寺畠町、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘四丁目、緑が丘五丁目、緑が丘六丁目、緑が丘七丁目、緑が丘八丁目、緑が丘九丁目、緑が丘十丁目、緑が丘十一丁目、松が岡一丁目、松が岡二丁目、松が岡三丁目、松が岡四丁目、松が岡五丁目、和光台一丁目、和光台二丁目、和光台三丁目、和光台四丁目及び和光台五丁目の各全部並びに粟生町の一部

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第83号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表180の項を次のように改める。

180	森山町小学校北 交差点	金沢市森山2丁目505番地1先 市道1級幹線10号武蔵森山線と市道との交差点	S 60. 11. 8
-----	----------------	---	-------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表342の項を次のように改める。

342	出城公民館口交 差点	白山市北安田町1074番地5先 県道松任美川線と市道G131号線、市道G86号線との交差点	H 24. 7. 2
-----	---------------	--	------------

別表第2（一方通行の指定）珠洲警察署管内の表に次のように加える。

24	町道1級宇出津 2号線	鳳珠郡能登町字宇出津ト字44番地4 先（西側入口）から 鳳珠郡能登町字宇出津ト字29番5先 （東側出口）まで	約70 メートル	終日	車両	交流センター 西側入口から 東側出口に至 る方向
----	----------------	---	-------------	----	----	-----------------------------------

別表第3（踏切道の通行禁止）大聖寺警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	大聖寺 ～加賀 温泉	J R 北 陸本線	新菅波	区道	加賀市大菅波町ホ7番地先	終日	約26 メートル	車両
---	------------------	--------------	-----	----	--------------	----	-------------	----

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

228	市道泉が丘1丁 目線	金沢市泉が丘1丁目17番15号先から 金沢市泉が丘1丁目720番地4先ま で	約220 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
-----	---------------	--	--------------	----------------	----	------------------

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表に次のように加える。

146	県道 和気寺井 線、市道 寺井東 14号線等	(1) 能美市寺井町る1番地1先 (2) 能美市寺井町る22番地1先 (3) 能美市寺井町た36番地先 (4) 能美市寺井町た28番地先 (5) 能美市寺井町チ108番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線で囲 まれた区域内の道路（ただし、別に 定める区間を除く。）	約3,200 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
-----	------------------------------	---	----------------	----------------	----	------------------

別表第 2 (一方通行の指定) 津幡警察署管内の表 3 の項を次のように改める。

3	削	除
---	---	---

別表第 15 (路側帯) 金沢東警察署管内の表 26、44 の項を次のように改める。

26	削	除
----	---	---

44	削	除
----	---	---

